＊＊

「海の生き物を守る会」メールマガジン　No. 90　　2011.12.3（土）

うみひるも

Association for Protection of Marine Communities (AMCo)

Homepage：http://www7b.biglobe.ne.jp/~hiromuk/index.html

＊＊

「今月の日本の海」　宮城県九九鳴き浜

宮城県気仙沼市の九九鳴き浜は、細かい粒の揃った石英砂でできた砂浜で、乾燥すると足下で砂が鳴くことで有名な浜である。今年 3 月 11 日の大津波で、海岸が沈下し、それまで陸上にあった林が砂浜に変わり、木々は枯れた。それまでの砂浜が半分以下に減ったという。さらに陸にあった杉の植林帯は写真に見るようにすべて枯れてしまった。

（気仙沼市九九鳴き浜にて　向井　宏撮影）

＊＊

目次　　「今月の日本の海」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．　私の意見　　和田一雄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．　海の生き物とその生息環境に関するニュース・・・・・・・・・・・・7
３．　「海の生き物を守る会」の活動について・・・・・・・・・・・・・・12
４．　海の生き物に関する運動・行事・他の団体の情報・・・・・・・・・・14
５．　海の生き物とその環境に関する出版物・・・・・・・・・・・・・・・18
６．　きらめく動物たちの命と海　久保田信の白浜だより（その１５）・・19
７．　事務局便り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
８．　編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

＊＊

1．「私の意見」

和田一雄さんから、以下のような疑問・意見・提言が寄せられた。そこで「私の意見」という欄を作り、掲載して、うみひるも購読者のみなさんからのご意見や批判などをお寄せいただきたいと思います。ご意見は、和田一雄さんのご住所に送られてもかまいませんが、できれば、この欄に投稿していただき、公開の意見交換ができればと思います。

山と海の動物の保全研究から問題点を探る

和田一雄　（京都大学霊長類研究所共同利用研究員）

はじめに

人間は、昔から山と海を破壊的に利用し続けてきた。その理由は市場の論理に基づくものだからで、自然の論理に従って利用する見通しを立てたい。私はニホンザル（和田、2008）と鰭脚類（和田、2010）の研究を行ってきただけで不十分だが、山と海に関して私見を述べた。だが、統一的に検討したいと考える。　私が知りたいことを、あるいは問題にしたいことを以下に列挙する。

1）山には国有林があるのに、海には国有海面がないのはなぜか

これから 国有海面を作ることはできるか。国有林成立の歴史の分析が必要だと思う。林については入会い的に里山を利用しており、そこで生業を営むほどではなかった。それが国有林を成立させる要因になった。海については、村人の総有制で成り立つ漁業がおこなわれていた。それを基礎に 1875 年（明治 8 年）海面官有借区制、1886 年に漁業組合準則、1893 年に漁業法の成立、1910 年に漁業組合の規定を入れて明治漁業法が成立した。この間に国有海面的な発想は出てこない。現在、ごく沿岸は漁業協同組合が管理しており、組合員以外は海面の管理に発言できない閉鎖的な組織になっている。国有海面にするべきではないかと考える。1994 年に発効した国連海洋法で日本の遠洋漁業や沖合漁業は根本的に姿

を変えた。その影響を受けて沿岸漁業もひどく苦しい状況に追い込まれた。EEZ（排他的経済水域）としての 200 マイル以内の海域は確かに水産庁が管理するといえるが、これに関して国民の前で、開かれた場面で資源管理方式が議論されることはない。これが国有海面かというと運用の面でそうなっていない。そのようにすることができるのか、大きな検討課題である。

2) 国有林の在り方について

その公共性が絶えず揺れ動き、市場の圧力に屈してきた（黒木三郎ら、1993）。特に、1940 年代、1960-70 年代の大面積皆伐がそれだ。河野（2006）はこれまでの国有林の人工林を林野庁、それ以外の二次林・原生林を環境庁所管にすべきだと述べている。ほとんど手が付けられていない人工林の枝打ち､間伐の実態をどうすべきなのか緊急の解決策が必要だ。そんな中でも、無差別な伐採が国有林の保護区の中で行われている。国有林に含まれる地方自治体は､5 年に一度の国有林の施業計画見直しの際に意見を述べる機会はあるというが、両者の力関係で、自治体が要望書を出す機会は大変少ないのが現状である。実質的な検討が可能な組織化が望まれる。国有林を林野庁・環境省所管に分けたら、問題解決かといえば、そうではない。そこからどのような組織が、どのような方針で、管理するかが問われる。これを実現させるためには、硬直した霞が関の官僚制度に風穴を開けるような改革が求められる。

3) 保護区の設定

国有林・公有林・私有林も含めて、特に私有林でも森林管理権の制限を含む保護区の設定が必要である。たとえば、市街地では土地の使用権を制限する各種地域が設定されている。動植物の保護、地域の保水力など維持のために土地の所有権には触れずに使用権を制限する地域設定が必要である。ただし、現在の安易な保安林解除の問題も検討する必要がある。現在でも水源涵養保安林、土砂防備保安林など、あるが、局所的で、ここで問題にするような意味では機能していない。

4) 野生動物保護の問題(1)。ニホンザルの被害-駆除と森林施業との関係

1970 年代からサルの駆除が始まり、1980 年代には急増した。年代的には国有林・民有林の大面積皆伐と同時期である。これは、サルの生息環境を奪ったことによって被害が激化したことを示す。生息環境を奪われたサルは食べるものを求めて畑に進出したわけで、これを解決するには奪われた林を取り戻すことである。化け物屋敷のように昼でも薄暗い、

手入れをしていない国有林の人工林に、何らかの方法で落葉広葉樹林や照葉樹林の回復をもたらす施業を行う必要がある。NPO 法人とか適当な自然保護団体が林野庁との協議を行い、これらの施業を実現したい。この際の目標は、しかるべく存在するはずだった生物群集の復元である。被害、例えば、青森県白神山地の麓の西目屋村ではリンゴ被害が 1980 年代から激化した。ここで 2 点を指摘したい。1)国・県・村は果樹園をすべて電柵で囲うことにした。5 年、10 年と経過すると、高齢 or 病気で耕作をやめる人が出始めた。初め 10 戸で電柵の保守をしていたが、しだいに減り、4 戸、3 戸、2 戸と減少した。これでは電柵維持が不可能だ。これは地域社会のあり方、農業経済の理解度とミスマッチした行政の一方的防除策に原因がある。2)リンゴの収穫時にリンゴ収穫の 2-30%は市場に出せず、屑リンゴで捨てられる。リンゴ表面のちょっとしたマダラな色合い、ごくわずかの虫食いの跡などは農協の基準からしてはねられる。味その他はまったく変わらない。村の若者がそれらを村の観光館に少し安くして出したら、観光客に飛ぶように売れた。それに味を占めて東京・大阪などのスーパーに出し始めている。収穫全体の 2-30%もある屑リンゴがそれなりに流通に乗るようになれば、サル被害（軽微 4.8%、中程度 18.7%、激甚 27.1%）のかなりの部分は解消されると考えられる。農業経済の中の流通分野で被害はかなり軽減されるといえそうなのである。被害農家の若者の力が問題解決の一端を担っていることが見えている（和田、2002；和田・今井、2002)。

5) 野生動物保護の問題（2)。シカとイノシシの保全

シカの管理は現在完全に破綻した。梶らは未だに順応的資源管理として個体数管理を主張している（梶ら、2006)。北海道で年間 10 万頭以上駆除が必要なのに、5 万頭ほどしか駆除されていない。北海道猟友会会長が駆除目標はハンター数の激減と高齢化で不可能と断言している。それなのに責任者として梶らは駆除数の目標値達成をハンターに求めている。大台ガ原の大規模な、シカによる森林枯死は環境省や研究者の見通しの甘さにあると考える（岩本、2006)。日本の食う食われる食物連鎖の回復としてのオオカミ導入が必要だ（丸山ら、2007)。この頃は数多くの地方自治体がオオカミ導入を希望し始めている。イエローストーンにオオカミを導入したアメリカの研究者たちは北海道、特に知床を歩いてオオカミ導入を勧めている（マッカローら、2006)。大きくは日本の食物連鎖、いわば生物群集の回復の問題として、野生動物管理としてはオオカミ導入によるシカ・イノシシ、さらにはサルも含めた管理の課題として取り組むべきである。これまでの狩猟制度の抜本的改革と捕獲物の流通制度の確立が同時並行で行われる必要がある。環境省や研究者の多くはオオカミ導入に触れようとしない。面倒なことには触れたくない保守主義である。現実に

直面している多くの方々の世論を掘り起こし、それらを背景にしてオオカミ導入を実現する必要がある。

6) 沿岸の海藻群集の維持と森林施業の問題

北海道では磯焼けが大きな問題となっている。海藻がなくなり、魚類群集が産卵する場所を失っている。河川の上流域での森林施業が問題に上がっている。林野庁と水産庁では全くかみ合った検討が行われていない。谷口（1999）は磯焼け防止にウニの除去が有効だと述べているが、同時に森林施業と沿岸の生物群集の重要性を指摘している。

7) 沿岸の生物資源管理について

沿岸の漁場はすべて共同漁業権として地元の漁業協同組合の所有になっている。その点で農協と大きな違いがあるわけで、漁協は重大な責任を有する。明らかにとりすぎで資源が枯渇すると漁協が主張して、休漁を提案するときでもそれを俎上に乗せて検討しようとする水産庁あるいは都道府県庁の組織がない。漁協と行政の間に大きな溝がある。水産系の大学でも水産庁の方針に異を唱えるような研究者は少ない。水産系、理学系、人文・社会・経済系などの開かれた場での検討を行えるように考えたい。もっと自由に異分野の研究者が集まり、議論し、結論を行政に、そして漁協に反映させる機構を作りたい。現在の漁協はあまりに閉ざされた組織になっているからである。

8) トド・ゼニガタアザラシ・オットセイなどの被害問題

トドの被害にもっとも明確に現れているが、トドの個体数が激減している過程で漁業被害が激化している。これはトドの餌にまで人間が手を突っ込んだから、トドは危険を承知で網に近づいたといわざるを得ない。漁業資源管理があまりにも杜撰で、獲りすぎのツケが現在にしわ寄せされている結果である。これも海の中の食う食われるの食物連鎖を壊さない、漁業のあり方を基盤にして漁業資源利用を図る必要がある。オオカミ復活で陸の生物群集を正常に持ってゆくのと同じ視点で、沿岸の生物群集を破壊しない程度に漁業を営むあり方を探る必要がある。この際、資源管理に援用されてきたMSY理論を脱して、漁業資源のレジームシフトに基づく変化を基盤に据える必要があるだろう（和田ら、1999；和田、2010）。

9) 世界自然遺産の陸域・海域指定

知床では陸域についてはそれなりの実績があり、核心地域・緩衝地域の指定など問題は

少ない。海域は距岸 3km で、漁業管理に何ら制限が設けられていない。現地漁協の管理方針を飲まされているだけである。指定に当たり、環境省は新たに漁業制限を加えないと漁協に約束をしたからである。トド・アザラシに関しても同様である。IUCN では海域指定を重視しており、グレートバリアリーフ(3487 万 ha)、とかフロリダ海域（59 万 2920ha）が知られており、日本ではあまりにも時代遅れがあからさまである。屋久島や小笠原の自然遺産地域には海域指定がないという。山と海を統一的に保護・保全を考えようというときにあまりにも日本と世界の隔たりの大きいことに驚かされる。何とかしたいのである（和田、2005）。

10) 野生動物管理と官僚

山でも海でも社会の構造としての行政機構のあり方が、それらの資源利用に大きく影響を与えていると考える。林野庁、水産庁、環境省などである。これらの縦割り的性格、閉鎖性は強固なもので、官僚の抜本的な制度改革なしでは河野の提案は実現しないだろう。

福島の原発事故で露わになったのが、電力会社・経産省・前 2 者の意を受けて動く（ゴマスリ）研究者 or 御用学者の集団（尾内・本堂、2011）から成る原子力村の存在である（安・松本、2011; 平川、2011）。この集団が、事故を未然に防ぐ、あるいは事故をはるかに軽減できたかもしれない諸施策を手抜きしていたといわれている。これまでに述べてきた、山や海の野生動物に関係する諸問題はそれと類似の集団の影響下にあると思われるが、これまでのしがらみから独立した研究者・行政官・政治家によって検討されることを望みたい。これはセカンド・オピニオンの提言として、国の組織の中で検討される位置付けをする必要がある。それを実現するために世論の高まりを期待する。

お願い

この論文は山と海の保全に関する問題点について、私が日頃気になっている問題点を列挙したもので、研究結果報告ではない。以上に述べた問題点について読者のみなさんのご意見や情報を頂ければ幸いである。（住所　484-0094　愛知県犬山市塔野地杉の山 9-18）

引用文献

安俊弘・松本三和夫 (2011) 福島原発事故を招いた社会的要因をさぐる：独立な専門知による適正な評価システムをいかにつくるか。科学、81:904-913。

平川秀行 (2011) 信頼に値する専門知システムはいかにして可能か：「専門知の民主化/民主制の専門化」という回路。科学、81:896-903。

岩本泉治 (2006) 大台大峯の山麓から。p.84-104。湯本貴和・松田裕之編 世界遺産をシカが喰う シカと森の生態学。文一総合出版。
梶光一・宮木雅美・宇野裕之 (2006) エゾシカの保全と管理。北海道大学出版会。
河野昭一（2006）日本の林野行政機構・改革の緊急性、重要性に関する意見書。パンフレット。
黒木三郎・山口孝・橋本玲子・笠原義人（1993）新国有林論：森林環境問題を問う。大月書店。
デール・R・マッカロー・梶光一・山中正実（2006）世界自然遺産：知床とイエローストーン。知床財団。
丸山直樹・須田知樹・小金沢正昭（2007） オオカミを放つ。白水社。
尾内隆之・本堂毅 (2011) 御用学者がつくられる理由。科学、81:887-895。
谷口和也（1999）磯焼けを海中林へ。裳華房。
和田一雄 (2002)青森県西目屋村の猿害と農業との関係について。ワイルドライフ・フォーラム、7:93-104。
和田一雄 （2005）知床半島の世界自然遺産指定と鰭脚類保全。北海道の自然、43:22-28。
和田一雄 (2008) ニホンザル保全学：猿害の根本的解決に向けて。農文協。
和田一雄 (2010) 北の海獣たち:トド･アザラシ･オットセイと共存する未来へ。彩流社。
和田一雄・後藤陽子・磯野岳臣 (1999) トドの保全論。p. 249-313。大泰司紀之・和田一雄編 トドの回遊生態と保全。東海大学出版会。
和田一雄・今井一郎 (2002)青森県西目屋村の猿害について。野生生物保護、7:99-110。

訃報　　会員　小西良平さんが　急逝

海の生き物を愛し、市民調査に力を与えてこられました

「海の生き物を守る会」の創立当初からの会員だった小西良平さん（岡山市在住、会員番号 5 番）が、肺ガンとリンパへの転移のために、12 月 1 日早朝、お亡くなりになりました。小西良平さんは、「環瀬戸内海会議」の会員としても、古くから活動され、とくに瀬戸内海の海岸生物調査を各地で精力的に指導し、多くの市民や子供たちといっしょに調査を続けられました。2010 年にそれまでの調査の結果を集大成されて、大部の第一回の報告書にまとめられています。昨年から、「海の生き物を守る会」とも海岸調査を共同でやりたいと申し出られておりましたが、健康がすぐれず、その提案はそのま

まになっていたのが、今となっては残念です。また、「海の生き物を守る会」が行っている砂浜海岸生物調査にも積極的に協力されてこられました。小西さんのこれまでのご功績をたたえるとともに、ご冥福をお祈りし、深い哀悼の意を表します。

合掌

2.海の生き物とその生息環境に関するニュース

【東北】

●ハタハタ密漁対策を強化

青森県鰺ヶ沢警察署は、ハタハタが青森県西岸に産卵のために回遊する時期を控えて、遊猟者の事故防止と密猟の取り締まりに向けて、関係機関と連携して取り組むことを決めた。関係機関は、青森県、漁業組合、鰺ヶ沢町、深浦町、消防署、海上保安庁など。青森県の水産総合研究所は、今年のハタハタの漁獲量を、950 トンと予想している。取り締まりのために、ハタハタの卵（ブリコ）の採捕が県の規則で禁止されていることや、禁止されている漁具・漁法をのぼり旗や広報誌で知らせるほか、七里長浜港の臨港道路や防波堤を立ち入り禁止にし、さらに鰺ヶ沢漁港防波堤の 2 カ所の門扉を閉鎖するなどの措置をとった。従わない遊漁者は、軽犯罪法違反で取り締まる。

●国立公園編入へ　ウミネコの蕪島を「整備」

環境省が計画している三陸復興国立公園（仮称）に青森県八戸市の蕪島周辺が編入される予定であるため、八戸市では、検討委員会（堀繁東大教授）を立ち上げて、ウミネコとの共生をテーマにした整備方針案をまとめた。方針案によると、「道の駅」のような水産物販売所を造り、蕪島神社前の広場を整備し、ウミネコ保護のための監視所・観光案内所を兼ねた休憩所を整備するなどが含まれている。これらの施設の整備を通して、一帯に賑わいを作り出すのを狙いとしている。神社前の広場はイベント会場としても活用する。現状のアスファルトから土舗装に変更し、築山を作って観光客がくつろげるように改装する。既存の防潮堤と松林の一部を撤去・伐採して、築山を防潮堤の役割を果たすようにする。方針案は来年市長に正式提案し、八戸市は環境省など国や県と予算について検討することになる。ウミネコの保護については、あまり考慮が払われず、観光客の誘致にばかり力点が置かれた案のように思える。

【関東】

●潮干狩り、来春再開へ　ふなばし三番瀬海浜公園

東日本大震災の際、地震と液状化の被害を受けて千葉県船橋市潮見町の「ふなばし三番瀬海浜公園」が閉鎖されていた影響で、公園前の浜で潮干狩りができなくなっていたが、多

くの市民の希望がよせられたため、来春から潮干狩りを再開させると発表した。都心からもっとも近い潮干狩り場として知られる同公園は、毎年約 15 万人が潮干狩りに訪れていたが、今年は震災で砂浜に亀裂が生じるなど、危険が予想されたため、閉鎖されていた。

【東海】

●「河口堰開門」の報告書を国交省委が批判

三重県桑名市の長良川河口堰が、建設してから以降、名古屋市などが水使用の実績がないにもかかわらず多額の費用負担を続けている問題で、愛知県の専門委員会が 5 年以上の開門調査を求める報告書を出したことについて、国土交通省中部地方整備局の「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」（委員長：藤田裕一郎岐阜大教授は 9 月で辞任）が開かれ、委員からは、この報告書に批判的な意見が続出したと報じられた。委員からは「代替え水源について十分な議論がなされていない」「日本の渇水対策に対するストックは国際的に見て低い」とか「開門すれば、河口堰運用後に形成された生態系が再び撹乱される」などといったふざけた意見がだされたという。ダムなどの大型公共事業を検討するということで作られたフォローアップ委員会だが、官僚主導で国交省のいいなりになる委員が多いことで知られている。長良川河口堰という大型公共事業が必要であったという国交省の言い分を代弁するフォローアップ委員会になっているのは、淀川委員会を除けば、全国でも同じである。

【近畿】

●冬の使者　ユリカモメ飛来

例年になく暖かい日が続いていたが、急激に冷え込んだ 11 月 25 日、日本で越冬するユリカモメの群れが神戸や阪神地方の水辺にやってきた。神戸では神戸港新港で顔が黒くなった冬姿のユリカモメがたくさん群れて休んだり、魚を獲ったりして過ごしている。ユリカモメは、春になるとイギリスやユーラシア大陸北部に移動し、繁殖する。

【中四国】

●湖山池水質浄化策に2億6千万円　11月定例会に提案へ

鳥取県の湖山池の水質浄化策として、海水を導入して池の塩分を引き上げるにともなう稲作農家への補償問題で、鳥取県は一般会計補正予算に補償事業の予算を盛り込むことに決めた。対策として、稲作農家に畑地への転換を求め、財産評価額の下落分を補償し、農業機械の処分にも補償するという。畑作転換補償事業は 20 年間とする。塩害被害が予想される農家は、稲作から牧草などの飼料作物に転換する農家が多いとされる。湖山池の塩分上昇にともなう農家対策として、別の水源を確保するという案もあったが、水利権を新たに

確保することが困難なこと、取水装置などの建設に 13 億 6 千万円かかることなどから、より費用の安い農家への補償を行うこととなった。

●香川県の河川 42.9％、海域 57.1％が水質基準達成できず

香川県が 2010 年度の水質測定結果を発表した。その結果によると、水質環境基準を達成できなかったのは、河川が 8.6%増えて、42.9%、海域は 14.3%減少して 57.1％であった。ともに全国の平均を大きく上回った。一方、水質改善の度合いが大きかったのは、過去 3 回も日本一の汚染川となったさぬき市の弁天川で、改善の度合いが全国一位となった。調査したのは、河川水質の BOD、海域の COD。

●ヒジキの試験養殖を開始　徳島県美波町

徳島県美波町で､資源の減少している天然ヒジキを養殖しようという試みが始まっている。漁業者らで作る「美波の海の恵み研究会」が取り組んでいる。養殖は、ロープにヒジキの種苗を差し込んで浮き流し養殖で、老齢化が進む漁業者でも負担の少ないため、将来性が見込まれるという。この海域は天然ヒジキが生育するが、近年天然ヒジキの水揚げが落ち込んでいるという。理由は不明（いや、調べていない？）。

【九州】

●有明ノリ不作　漁業者ら諫干の影響指摘

長崎県、熊本県、佐賀県、福岡県の 4 県にまたがる有明海で、今年も養殖ノリの不作が深刻になりつつある。ノリの芽が成長を始める前に網から離れてしまったり、「アカグサレ病」がすべての県に見られている。長崎県島原市の有明町では、例年 11 月には出荷できるのだが、今年はまだ「一番ノリ」が出荷できていない。ノリ養殖業者は、種付けしたノリが全滅し、諫早湾干拓の排水門から雨の時に調整池の水が排出されて、ノリをダメにしたと不満を述べていた。佐賀県知事と佐賀市長は、養殖ノリのアカグサレ病の拡大を視察し、「力を合わせて危機を乗り切りたい」と述べた。佐賀県では、アカグサレ病が全県に感染している。佐賀県有明水産振興センターは、31 の調査地点全体でアカグサレ病の被害を確認した。諫早干拓の影響が現れたとして大問題になった 2003 年のノリの不作以来の被害が予想されている。熊本県でも昨年の 3 分の 1 の生産にとどまるとの見通しがでている。アカグサレ病は、ノリの細胞に病原菌が寄生しておこるもので、ノリが赤く腐ったようになる。大雨で塩分が低い状態が続いたことが原因とみているが、はっきりしたことは分からない。諫早干拓事業が行われて以来、有明海の異常がつづいており、有明海の埋立が有明海を死の海に近づけていることは間違いない。この現状をはっきり認識して、有明海を早く再生させることが必要だ。

●「農相は漁業者と直接協議を」　勝訴の原告弁護団が要請　　諫早問題

長崎県諫早湾の干拓事業で作られた潮受け堤防の水門を長期開門することが福岡高裁の判決で確定したが、この裁判の原告弁護団が、鹿野道彦農水相に面談し、佐賀県を訪問して地元漁業者と開門調査の方法について協議するように要請した。農水相は、開門反対の長崎県の合意を得るために長崎県に 3 度も足を運んだことを説明し、佐賀県を訪れていないことに理解を求めた。そのうえで、佐賀県訪問の日程がとれるかどうか検討したいと述べた。馬奈木昭雄弁護団長は、「大臣は「長崎の同意が必要」というばかりで、まったく開門の先行きが見えない。現地では切実な漁業被害が生じており、直接出向いて漁民の声を聞いて欲しい」と要請した。

●中国からミナマタへ視察団

中国北京市の精華大学から､公害の原点であるミナマタを学ぼうと視察団が来日している。視察団は、水俣市で水俣病資料館を見たり、患者たちの共同作業所「水俣ほたるの家」を視察し、原因企業のチッソの工場などを訪問して、話を聞いた。また、熊本県庁を訪れ、樺島郁夫知事と面会し、水俣の教訓を学び、経済、環境、医学などさまざまな観点から公害対策に生かしたいと語った。

●川内原発増設　漁協が協力金を分配

九州電力は、鹿児島県薩摩川内市に川内原発 3 号機を増設する計画であるが、その補償として川内市漁協に支払った漁業補償金以外に、漁業振興協力金という名目で 18 億円を支払ったことが判明した。そのうちの半分は福島第一原発事故の前だったが、残りの 9 億円は、フクシマの事故後、2 回に渡って支払ったとされる。東電フクシマの事故後は、新規原発の建設は止まったままになっており、原発推進の野田首相も、「新たに作るのは困難」との見解を示している。漁協では、「震災のことを考えると心苦しいが、契約し支払いを終えており、返納するつもりはない」と述べている。上関でも川内でも、漁業者が海を売り渡す行為がみられる。漁業権は、本来売り買いできない権利なのだが、このような形で海を売っている。政府の海洋政策本部は、共同漁業権区域は、海洋保護区だと定義したが、海洋保護区に原発が建つことになっても、やはり保護区なのだと言い張るのだろうか。

●「隠し護岸」建設　宮崎海岸

宮崎県宮崎海岸の砂浜流失対策事業として、一ツ瀬川河口周辺の大炊田海岸に隠し護岸を建設する計画がでている。隠し護岸とは、コンクリートブロックを並べる代わりに、砂袋（サンドバッグ）を積み上げて高さ 5m ほどの護岸を作るというもの。設置する場所は、大炊田海岸の浜崖のすぐ下に予定している。隠し護岸といっても、砂の中に隠れているわけではないようだ。コンクリートブロックを並べるよりは、まだ良いとも思えるが、果たして、砂浜を守るために意味のあるものになるかどうかは、分からない。実施する主体は、国交省と宮崎県である。

●馬毛島予算計上で抗議　西之表市長ら 30 日、防衛省訪問

一川保夫防衛相が鹿児島県種子島の西之表市馬毛島に米軍の空母艦載機訓練場を移転する計画に 2012 年度予算を計上すると発表して、馬毛島の基地化が現実のものとなってきた。西之表市熊毛地区の首長ら対策協議会が、防衛相に出向いて抗議文を手渡した。同計画については、鹿児島県知事も反対の意思を明確に示している。馬毛島の陸上生態系はすでにかなりの破壊が行われており、特色のあるマゲシカが絶滅の危機に追い込まれているほか、周辺のサンゴ礁や海底の生態系に赤土の流入など激甚な被害をもたらしている。

【沖縄】

●環境アセス　「提出は拒めぬ」と政府見解

沖縄県の米軍普天間基地の機能の一部を辺野古のキャンプシュワブ沖に移設する政府の計画に対して、沖縄県は県外移設を強く要求している。一方、日米合意を盾に辺野古に米軍基地を新設しようとする政府は、環境アセスメント評価書を年内にも提出する構えである。沖縄県選出の糸数慶子参議院議員の質問主意書への答弁で、政府は「形式上の要件が適合していれば、書類が届いた時点で手続き上の義務が履行される」と述べ、たとえ沖縄県が受理を拒もうとしても法的には受理が完了しているという見解をのべた。つまり、沖縄県に環境アセス評価書の受け取りを拒否する権利はないというもので、辺野古への基地建設が野田首相の下で、いよいよ強行されようとしている。日本に棲むジュゴンの絶滅を許してはならない。

●泡瀬干潟･浅海域埋立に抗議する「座り込み」

沖縄県沖縄市の泡瀬干潟の埋め立て工事が再び開始され、泡瀬干潟を守る連絡会は、泡瀬干潟および浅海行きの埋め立てに講義する座り込みを開始した。座り込みは 11 月 23 日に沖縄市道泡瀬国体線の道路敷きの上で、歩道柵の外側で始められた。泡瀬干潟埋立工事現場入り口ゲートの海に向かって右側の仮設橋梁横で行われている。泡瀬干潟を守る連絡会では、沖縄市道路課に「道路占用許可申請書」を提出したが、現在のところ許可はでていない。「守る連絡会」では、世界の宝、泡瀬干潟を守るために、みなさまに参加を呼びかけている。座り込みの予定は、来年 3 月末までを予定している。

3.「海の生き物を守る会」の活動について

●海の生き物を守る講演会を開催　２月１８日（日）

海の生き物を守る会では、2012年2月18日に、京都で講演と歌の会を行います。テーマは、「放射能汚染と海の生き物」。講師は佐藤正典さん(鹿児島大学教授)および向井　宏(京都大学教授・海の生き物を守る会代表)です。原発による海の生き物への影響、原発事故の影響や、食の安全について、お話しをしていただきます。また、歌手の江藤ゆう子さんに司会とトーク、そして海にちなむ歌を歌っていただきます。美しい声で海の歌を聴いて、凍り付いた心を和ませてください。ぜひおいでください。

日時:2012年2月18日(土)　13:00(開場)　13:30～16:30

場所:ハートピア京都(京都市社会福祉会館)第5会議室

(京都市営地下鉄烏丸線丸太町駅となり)

入場無料　定員55名(先着順)

●沖縄美ら海で講演会・観察会を予定（５月２０−２１日）

来年5月20-21日に、沖縄の海洋博記念センターで、講演会と磯の生き物観察会を、海洋博センターとの共催で行うことで、予定を検討しています。詳しくは、決まり次第「うみひるも」およびホームページでお知らせします。ぜひご参加下さい。

4. 海の生き物に関する運動・行事・他の団体の情報

【全国】

鎌仲ひとみ監督作品　映画「ミツバチの羽音と地球の回転」、映画「ぶんぶん通信」、纐纈あや監督作品　映画「祝（ほうり）の島」の上映予定はまとめて日程と場所のみを書くことにしました。詳しくはそれぞれの公式ホームページをご覧下さい。

●鎌仲ひとみ監督作品　映画「ミツバチの羽音と地球の回転」上映予定

12 月 3 日（土）　千代田区（東京都）　吉野郡大淀町（奈良県）　呉市（広島県）　板橋区（東京都）　糟屋郡篠栗町（福岡県）

12 月 4 日（日）　尼崎市（兵庫県）

12 月 9 日（金）　岡山市（岡山県）

12 月 10 日（土）　小笠原村父島西町（東京都）　倉敷市（岡山県）　港区（東京都）

12 月 11 日（日）　上高井郡小布施町（長野県）　静岡市（静岡県）

12 月 17 日（土）　枚方市（大阪府）　玉名市（熊本県）　東津軽郡今別町（青森県）

12 月 18 日（日）　大野市（福井県）

12 月 23 日（金）　昭島市（東京都）

●鎌仲ひとみ監督作品　映画「ぶんぶん通信」上映予定

12 月 9 日（金）　札幌市（北海道）

12 月 11 日（日）　函館市（北海道）

●纐纈あや監督作品　映画「祝の島」上映予定

12 月 4 日（日）　渋谷区（東京都）

12 月 10 日（土）　豊島区（東京都）　小金井市（東京都）

【関東】

●第５回　羽田シンポジウム

「羽田空港周辺と東京湾の水環境?環境メカニズム解明への取り組み」

多摩川河口域は、多摩川からの河川水と東京湾の海水が接する 汽水域のため、複雑な海域であるとともに河川出水の影響を直接受ける非定常性が大きな場所です。一方、発着容

量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利便性の向上、国際競争力強化などを目的とした羽田空港再拡張事業により、４本目の滑走路が多摩川河口域に建設され、平成 22 年 10 月に供用を開始してから約１年が経過しました。このような大規模構造物が建設された事に伴い、羽田周辺水域や東京湾全体に及ぼす環境影響をしっかりと把握するため、平成 18 年に 『羽田周辺水域環境調査研究委員会』 を発足させ、Ｄ滑走路の建設前から、多様な分野の研究者、行政、ＮＰＯ、市民とが協働で、様々な観点から環境調査を実施し、今日に至っています。 本シンポジウムでは、これまでの調査研究における取り纏めをご報告し、調査研究成果及びポスターセッションをオープンに議論することにより、関係者間での情報共有を徹底し、環境影響評価を確実に実施して参ります。

シンポジウムプログラム

１．名　　称：　羽田周辺水域環境調査研究　第５回シンポジウム
「羽田空港周辺と東京湾の水環境　～環境メカニズム解明への取り組み～」

２．開 催 日：　平成２３年１２月３日（土）

３．会　　場：　東京工業大学　大岡山キャンパス　蔵前会館　１Ｆくらまえホール
住所：東京都目黒区大岡山　2-12-1　TEL　：　０３-５７３４-３７３７

４．主　　催：　羽田周辺水域環境調査研究委員会

５．共　　催：　一般財団法人　みなと総合研究財団

６．参加可能人数：　一般傍聴１５０　名

７．プログラム：

（1）開会　１０：００～１０：１０　（主催者挨拶）

（2）講演

午前の部　１０：１０　～　１１：５５

桝本　輝樹　（千葉保健医療大学　講師）
「多摩川河口と羽田周辺水域におけるベ ントス群集の分布特性とその近年の変化」

風呂田　利夫（東邦大学理学部　大学院理学研究学科　教授）
「多摩川河口におけるベントス幼生プランクトンの分布と分布に与える底質貧酸素化の影響」

神田　穣太（東京海洋大学　海洋科学部海洋環境学科　教授）
「貧酸素水塊と羽田周辺水域の環境」

午後の部　１４：００～１５：３０

有路　隆一（独立行政法人　港湾空港技術研究所沿岸環境研究領域　研究官）

「羽田周辺水域の底質と底生生物群集の変動特性」

山中　亮一（徳島大学　大学院　ソシオテクノサイエンス研究部　講師）

「港湾構造物への生物付着とその環境影響」

（３）ポスターセッション　１１：５５　～　１３：５０

東京湾における水環境調査研究報告、東邦大学、東京理科大学、東京海洋大学、都立隅田川高等学校

（４）閉会　１５：３５

■参加申し込み方法

参加費は無料です。（先着１５０名）、　閉め切り：１１月２８日（月）

下記申し込み事項を記入の上、ＦＡＸ又　は E-mail でお申し込み下さい。

定員になり次第締め切り。ＦＡＸ：０３-５４０８-８７４７　　E-mail：haneda@wave.or.jp

申し込み事項：　申し込み　年月日　　代表者名（ふりがな）　参加人数（代表者を含む）

代表者を除く参加者名（ふりがな）、 住所、所属団体部署

■問い合わせ先　　一般財団法人　みなと総合研究財団　中島：０３-５４０８-８２９８

E-mail:　nakashima-m@wave.or.jp

●東京大学大気海洋研究所共同利用研究集会

「混獲と生物多様性保全－非意図的漁獲をいかに軽減するか？」

日 時：　平成２３年１２月１６日（金）１０：００－１８：００

場所：東京大学大気海洋研究所　会議室（219）

〒277-8564　千葉県柏市柏の葉 5-1-5　TEL 04-7136-6011

近年では，資源の有効利用の観点からだけではなく，例えば海産ほ乳類やウミガメ，海鳥などの希少種の混獲，クラゲ類のような漁業操業に悪影響を与える生物の混獲，固着性生物のように海洋において生息場として機能する生物種の混獲など，問題は多岐にわたっている。「混獲」は，水産資源を利用・管理する者だけが議論する事柄ではなく，様々な関係者がそれぞれの立場から検討すべき課題へと変わった。今回の集会では，このような点を整理し，混獲問題の多面性や包括的な取り組みの必要性などについて議論したい。

趣旨説明　　松下吉樹（長大院水環）　10:00－10:10

I. 混獲問題の現状と課題

混獲問題の国際的な動向　　太田愼吾（水産庁国際課）　10:10－10:40

環境保全団体による混獲問題への対応とその取り組み

-WWF を事例として-　山内愛子（(公財)世界自然保護基金ジャパン）　10:40－11:10

II. 水産資源の混獲と対応策

魚類の混獲　東海　正（海洋大）　11:10－11:35

さめ類の混獲と保全　仙波靖子(水研セ国際水研)　11:35－12:00

III. 希少種の混獲と対応策

はえ縄漁業における海鳥混獲問題への取り組み　清田雅史(水研セ国際水研)　13:15－13:40

ウミガメの混獲　塩出大輔（海洋大）　13:40－14:05

緩和技術の国際的な普及活動－中南米の零細延縄漁業の海亀混獲対策を事例として－　三橋廷央（鹿大水）・マーティン ホール（IATTC）　14:05－14:30

IV. 生態系管理に関連する混獲と対応策

クラゲ類の混獲　内田喜隆（山口水研セ）　14:30－14:55

固着性生物の混獲　松下吉樹（長大院水環）　14:55－15:20

V. 沿岸性鯨類の混獲と対応策

ミナミハンドウイルカの混獲　白木原美紀（東邦大）　15:30－15:45

スナメリの混獲　天野雅男（長大院水環）　15:45－16:00

スナメリの混獲の影響評価　橋本　緑（東大大気海洋研）　16:00－16:15

混獲防止のための順応的管理　白木原国雄（東大大気海洋研）　16:15－16:40

VI. 総合討論　白木原国雄・東海　正・松下吉樹　16:40－18:00

【沖縄】

●海洋博研究センター　サンゴシンポジウム

「サンゴの移植⑥ ―有性生殖と無性生殖による種苗生産技術―」

趣旨：名桜大学総合言研究所に引き続き、海洋博記念後援管理財団壮合意研究センターが毎年開催しているサンゴ礁保全に関する取り組みのサンゴの移植に特化したシンポジウムサンゴの移植⑥を開催する。今回は、漁協など水産関係団体のサンゴ礁保全の取り組みが本格的に行われて 2 年目になり、沖縄県がサンゴ再生事業に本格的に取り組むこともあって、有性生殖によるサンゴの種苗生産技術を中心に、種苗生産に関する現状の理解と技術の進捗状況を学び、今後の取り組みへの適用・発展に資すことを目的とする。あわせて現在広く行われている無性生殖による種苗生産技術を改めて詳しく学ぶ。沖縄で活動している個人・諸団体が議論と情報交換を行い、サンゴ礁保全活動の将来の展望を探ることを目指して，いろいろな考えや取り組みの当事者達が議論するための場をつくりたいと考えている。

日時：2011 年 12 月 8 日（木）　9:00～17:00

場所：海洋博覧会記念講演管理財団　視聴覚室・会議室・ロビー

プログラム

第一部　10:00～12:00　　司会：鹿熊信一郎（沖縄県）

・大橋謙一センター長挨拶

・シンポジウムの趣旨説明（コーディネーター）

A）有性生殖によるサンゴの種苗生産技術について

基調講演：

・岩瀬文人（黒潮生物研究所）：非サンゴ礁域（四国）における有性生殖によるサンゴ種苗生産とその適用

・岩尾研二（阿嘉島臨海研究所）：阿嘉島臨海研究所における有性生殖によるサンゴ種苗生産の取り組み

・山本広美（海洋博研究センター）：沖縄美ら海水族館におけるサンゴの有性生殖の研究

第二部　13:20～15:30　　司会：西平守孝（海洋博研究センター）

B）無性生殖を利用したサンゴの種苗生産技術について：諸団体の方法紹介

・下條　武（沖縄県水産課）：沖縄県漁業調整規則の解説

・比嘉義視（恩納村漁協）：恩納漁協におけるサンゴの種苗生産法

・金城浩二（海の種）：海の種におけるサンゴの種苗生産法

・上原　直（グローイングコーラル）：グローイングコーラルにおけるサンゴの種苗生産法

・仲地　学（沖電開発）：沖電開発におけるサンゴの種苗生産

・西平守孝（海洋博研究センター）：サンゴの種苗作製「板チョコ法」　の手順

第三部　15:40～16:30

C）パネルディスカッション

司　会：中野義勝（琉球大学・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会）

★展示と情報交換会　9:00～17:00　（会議室・ロビー）

****

主催：（財）海洋博覧会記念公園管理財団　共催：名桜大学総合研究所　後援：沖縄県環境生活部・沖縄県サンゴ礁 保全推進協議会・日本サンゴ礁学会サンゴ礁保全委員会

5. 海の生き物とその環境に関する出版物

●フジツボ類のフィギュアを発売

さまざまな自然物をもフィギュア化して、ストラップなどを制作しているネイチャーテクニカラー社は、このたびフジツボ類のフィギュアを制作販売することになった。下図は、

そのフジツボ類のフィギュアのマグネット、ストラップ、バッチなどの一覧写真（カタログ）である（倉谷うらら会員提供）。

6．きらめく動物たちの命と海
【久保田信の白浜だより（その16）】

有毒のイラモ

イラモと聞くと，何かの藻と思うだろう．しかし，この藻にうっかり触れでもすると，ささされてしまう．激痛が走り，その後は腫れ上がりみずぶくれになる．運が悪いと入院だ．京都大学瀬戸臨海実験所職員の一人が、海での仕事中に軽く接触してしまっただけで国際的な皮膚学会誌に掲載されるほどの症例にまで至った例さえある．イラモが分布を広げている沖縄でも，専門家たちの研究中でさえ，ひどい刺傷にあった入院例も聞く．刺傷はこの動物門のトレードマークである細胞内に含まれるミクロの毒針の独特の成分によるが，不思議なことに形態的にはありふれたタイプの刺胞なのである．

イラモの漂着

台風 14 号が白浜を襲った 2005 年９月５日には、海辺の海底にたまっていた砂を潮間帯に大量に運び上げ、瀬戸臨海実験所北浜一面からもゴミや石ころがほとんどないほど見事にきれいに持ち去った。両日の高波で、イラモの２群体が打ち上げられていた。これにさわっても刺されるので要注意だ。

京都大学瀬戸臨海実験所水族館で飼育展示

イラモがミズクラゲの仲間だと聞くと、誰しも驚くだろう。京都大学瀬戸臨海実験所水族館でも、周年、飼育展示されており、その生活史もよく分かっている。本種は刺胞動物門鉢虫綱の１種だが、生物界のルールで、どの仲間にも存在する変わり種の好例である。イラモを水族館でじっくりご覧になって頂きたい。小さな水槽の壁に凸面グラスがはりつけられている。まるで顕微鏡でのぞいているように拡大され、イラモの不思議な構造がよく分かる（図)。ラッパの様に開いた口から胃に続く花のような部分が開いているのが見えるだろう。花の部分の周囲全体には、ある一定間隔をおいて短い触手がびっしり生えている。水槽の前に簡潔な解説ラベルがあるので実物とあわせて読んで頂きたい。

イラモは瀬戸臨海実験所初代所長の駒井　卓先生が、瀬戸の人たちに教えられて、世界でまだ知られていない動物として新種記載した歴史的な動物だ。日本特産で我が国の南日本にのみ分布する。瀬戸臨海実験所が発行する年報の表紙のロゴマークになっているくらいだ。

イラモの変わった生活史

イラモの海中で生きている姿は，ポリプというクローンづくりをもっぱら行う若い時代にあたる．海底で付着生活を送り，最初１つだったヒドラのような個虫から出芽という無性生殖により，あちこちから芽を出してこのように大きくなったのである．成長とともにこの仲間では他には見られない硬いキチン質の鞘を分泌し，やわらかい個虫を保護する．しかも，クローンはみなつながったままでばらばらにならない鉢虫綱では変り種の群体なのである．

イラモの生活史で注目されるのは、子孫づくりのためのクラゲの命が、あまりにもはかない点である。クラゲの若い姿のエフィラと呼ばれる形態で、既に生殖が可能になっている。それ以上は大きくならず１mm 程度の大きさだ。雄はポリプから離れて泳がないまま

で精子を出す。イラモのような風変わりな特質から進化の謎が探れるかもしれない。

図.　京都大学瀬戸臨海実験所水族館で周年展示中の刺胞動物イラモ

7．事務局便り：

●この**「うみひるも」**は**「海の生き物を守る会」**のメールマガジンです。配信が迷惑と思われる方は事務局までご連絡ください。

●企画案などその他なんでも本会の活動に関することは、事務局あてにお寄せください。

●このメールマガジンは、毎月 1 日と 16 日の 2 回発行の予定ですが、都合によって遅延や中止もあります。配信を希望する方、送りたい方がありましたらアドレスをお知らせください。また、パソコンを使えない環境の方には印刷体でもお届けします。その場合は、郵送料をご負担していただくことがあります。

●このメールマガジンは転載自由です。海の生き物に関心を持っている方に広く読んでいただくために転送をお願いします。ただし写真を別の目的で使用する場合は事前にご連絡ください。海の生き物や守る運動についての情報など、また各地で行われている海の生物の観察会、研修会、その他の行事に関する情報もお寄せください。「うみひるも」のバックナンバーは、ホームページからダウンロードできます。

●本会は自然観察会や講演会を各地で実施しています。各地で開催を希望される方、開催をお手伝いできる方は、ご一報ください。また、各地の団体との共催も行います。ごいっしょに講演会や観察会をしたいと思われる団体からも提案をお受けします。

●本会への寄付をお寄せください。寄付も会費も同じ銀行口座「ゆうちょ銀行　口座番号：１０６１０－６６７３０２１　海の生き物を守る会」へお送りください。なお、送金される場合は、送金の内容について事務局にお知らせ下さい。

8．編集後記

今年最後の「うみひるも」をお届けします。今年は実に大変な年でした。3 月 11 日の大震災と大津波は、同時に福島第一原発の事故を招き、そしてそれは私たちのこれまでの生き方を問い直すことにもつながりました。今年は、100 年後から見ても、時代の変化を区切る年になるでしょう。この年の出来事をけっして忘れず、私たちのこれからを考えていきたいものです。きっとそれが海の生き物を守り、生物の多様性を守り、私たち人間の本当の幸せにもつながると信じます。みなさま、来年は今年からの変化を実現する年にしましょう。よいお年をお迎えください。（宏）

海の生き物を守るためになにかしたい！というあなたに！

会員募集中！

会員は本会の趣旨に賛同できる個人・団体とします。会費は個人 2,000 **円／年、団体** 20,000 **円／年。匿名による参加も可能です。会員は、当会の名前を使って各地で海の生物とその環境を保護・保全する活動を行うことができ、そのための助成金申請をすることができます。活動は当会の発行するメールマガジンなどを通して広く通知されます。入会希望の方は、事務局** hiromuk@mtf.biglobe.ne.jp **（向井）まで、氏名、住所、メールアドレスをお知らせください。**

メールマガジン『うみひるも』第 90 号
2011 年 12 月 3 日発行
発行＆編集人「海の生き物を守る会」
代表　向井　宏
〒606-8244　京都市左京区北白川東平井町 23-1　グリーンヒル北白川 23
TEL&FAX:075-703-7205　メールアドレス：hiromuk@mtf.biglobe.ne.jp
ホームページ URL：http://www7b.biglobe.ne.jp/~hiromuk/index.html
銀行口座：ゆうちょ銀行　口座番号：１０６１０－６６７３０２１　海の生き物を守る会